

令和6年国東市農業委員会 第8回（8月）総会議事録

1. 開催日 令和6年8月8日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 12番 上原委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第44号 農用地利用集積計画について
 - 議案第45号 農用地利用配分計画について
 - 議案第46号 令和6年度秋季農作業標準賃金について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
 - 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和 6 年第 8 回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、1 2 番 上原委員が欠席で、1 3 番 徳丸委員が令和 5 年 8 月いっばいで辞任し 1 名欠員ですから、委員総数 1 4 名中 1 3 名の出席となります。 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。3 番 豊田委員、6 番 安松委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、申請番号 43 番から申請番号 46 番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)

	議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、申請番号 5 番、6 番について事務局より説明がありましたが、続いて、農地利用最適化推進委員の方から補足等説明をお願いします。
推進委員	(小玉推進委員、前後推進委員の順に補足説明)
議 長	今回の 2 件は、追認ですがどのようにしてわかったのですか。
小玉推進委員	申請番号 5 番は、農地利用状況調査に基づき行った意向調査により非農地であることが分かったためだと思います。
前後推進委員	申請番号 6 番は、相続登記の際に気が付いたのではないかと思います。
議 長	どちらも、当時の農業委員が見落としていたものだと言えます。 皆さんからご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。

	次に、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、申請番号 11 番、12 番について事務局より説明がありましたが、続いて、本日まで出席の 多田農地利用最適化推進委員から補足等説明をお願いします。
多田推進委員	(補足説明)
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 12 番ですが、駐車場は別の家の方のためのものですか。
事務局	そうではありません。道路の反対側に家がありますが、その家の敷地内には駐車スペースがないため、現所有者の父の代から、コンクリート舗装し、駐車場として使用していたものです。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 44 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)

議 長	議案第 44 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 44 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 44 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 45 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 45 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	詳細資料のNo.7 ですが、新規契約で期間が 6 年 8 ヶ月と中途半端ですが、なにかあるのでしょうか。
佐藤副会長	三井寺の他のところと次回の切り替え時期を合わせるためにしたのかもしれませんがね。
森委員	以前の議案の中でも、10 ヶ月や 7 ヶ月といった中途半端なものがありますね。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 45 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。

	(全員挙手) 議案第 45 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 46 号 令和 6 年度秋季農作業標準賃金について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 46 号 令和 6 年度秋季農作業標準賃金について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	最低賃金は令和 5 年の 10 月のものを参考にしていますが、最新のものが出ているのではないのでしょうか。たしか、最新の最低賃金は 950 円くらいだったと記憶しているのですが。
松原委員	毎年、10 月くらいに改訂があるはずなので、まだ、正式には決まってないと思います。
事務局	最低賃金を下回らないように設定しています。
吉本委員	私は、単価を 50 円ずつ上げた方がいいと思います。
松原委員	今年の 10 月の最低賃金の改定で、1 時間あたりの単価が 50 円くらい上がると聞いているので、それを見越して 50 円くらいあげておくのも良いと思います。
吉本委員	国家公務員のなり手が少ないために、初任給を大幅に上げる話がされているような情勢なので、農業に従事する方の単価も上げていくべきだと思います。
事務局	今回議案として出しているものを 1 時間あたりにすると、普通作業で 1,107 円、軽作業で 918 円ですから令和 5 年 10 月の大分県の最低賃金を上回っていますが、さらに 1 時間あたり 50 円ずつ上げるということでいいのでしょうか。
議 長	軽作業とはどんなものですか。

事務局	収穫とか鎌での草刈りなどですね。
佐藤副会長	これは、あくまで目安となる金額なので、これで支払いしてくださいというものではないので、最低賃金を下回らなければいいと思いますが、10 月に最低賃金が出た時下回っていた場合は見直しするのですか。
事務局	秋季と春季の年 2 回の標準賃金を出しますが、10 月に最低賃金が出て、下回る状況となった場合でも 10 月には見直しはしません。
議 長	先程から、吉本委員や松原委員がおっしゃっているように、令和 6 年の 10 月の最低賃金が 50 円くらい上がりそうなので、それを見越して 50 円程度上げた金額で設定するのがいいのではないのでしょうか。 ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 46 号 令和 6 年度秋季農作業標準賃金については、普通作業と軽作業については単価をそれぞれ 50 円ずつ上げるということで承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 46 号 令和 6 年度秋季農作業標準賃金については、修正案のとおりで全会一致で承認されました。 次に、報告事項、農地変更届について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明) 報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。

松原委員	申請番号7番についてですが、水路がなくなっているように見えるのですが、いいのでしょうか。
事務局	水路は、道路側にあったものを振りかえて設置していたと思いますので、問題はないと判断しました。
佐藤副会長	農業委員会で、水の流れに支障がないのか指摘があったことを申請者に伝え、内容を確認して次回総会で報告してもらえばいいと思います。
議 長	それでは、次回総会で報告してください。 次に、協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。
吉本委員	これは、農振の審議会に出されたものですか。
事務局	農振除外の審議会に出す前に、農業委員会が非農地と判断できるかどうか事前に協議するものです。この場で、非農地と見込めるものであれば、今後、農振除外の審議会に出されると思います。
議 長	農振の除外申請は、もう出されているのでしょうか。
事務局	7月末の締め切り分で、申請が出されていると思いますので、次の審議会に挙がると思います。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」については非農地で異議なしとします。

副会長	農振除外の審議会に出られる農業委員さんは、またその場で意見があればおっしゃってください。 ほかに全体を通じてご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) 本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。 それではこれもちまして、第8回農業委員会総会を終了いたします。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員
------------	---